

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十七号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表五〇一会議室（和室）の項を削り、同表視聴覚室の項の項名を「四〇三会議室」に改め、同項の次に次のように加える。

五〇一会議室	一、一四〇円	一、五六〇円	一、四五〇円
五〇二会議室	五一〇円	七一〇円	六五〇円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた視聴覚室の利用の許可であつて同日以後の利用に係るものは、改正後の徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた四〇三会議室の利用の許可とみなす。